

明 石 市 長      丸 谷      聡 子  
（公印省略 明石商業高等学校事務局）

### 制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

#### 記

##### 1 借入内容

- (1) 件 名 明石商業高等学校職員室複合機賃貸借
- (2) 納入場所 明石市魚住町長坂寺 1250 番地 明石市立明石商業高等学校職員室
- (3) 借入概要 複合機  
上記製品の賃貸借及び保守
- (4) 借入期間 納入期限  
令和 7 年 2 月 28 日  
上記期限までに賃借物件を使用可能な状態に調整を完了すること。  
賃貸借期間  
令和 7 年 3 月 1 日～令和 12 年 2 月 28 日
  - ・地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として、5 年間の賃貸借契約とする。期間終了後は明石市へ無償譲渡とする。
  - ・なお、翌年度以降において当市の予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を解除する

##### 2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当する者）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、かつ、業種区分がパソコンで登録されていること。または、サービス業務の部に契約の種類がサービスで登録されており、かつ、業種区分がレンタル・リースで登録されていること。
- (2) ①明石市内の本店で登録している者（市内業者）  
②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）  
③兵庫県内又は大阪府内の本店で登録している者  
④兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者  
上記①から④のいずれかに該当する者
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間に国内において、国・地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）の発注に係るパソコンの賃貸借を元請として継続して 12 ケ月以上行った実績を有する者
- (4) 兵庫県内に保守業者の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えている者
- (5) 仕様書等に示した性能等の要件をすべて満たした物品等を納入することができること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する資格制限に該当しない者
- (7) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (9) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、

参加資格を失うものとする。

- (10) 契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納している者
- (11) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (13) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できる者

### 3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を**角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かん**し、封筒の表面に**宛名シール(指定様式)**を貼り付けること。

- ① 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)
- ② 入札書(指定様式)
- ③ 納入予定機種及び保守業務拠点調書((調達を予定する物品等の機器構成等一覧及びその**仕様が確認できるカタログ**)保守業務を別会社に委託等する場合においては、業務を請け負う別会社の保守の実績内容が分かる契約書等(写))保守業務を別会社に委託等する場合においては、業務を請け負う別会社の保守の実績内容が分かる契約書等(写))

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

- ① 令和6年12月9日(月)午後1時に、市のホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
- ② 明石商業高等学校事務局への郵便物の必着期限は、令和6年12月9日(月)午後4時55分とする。以降到着のものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- ③ 郵便物提出日中に、ファックスにより明石商業高等学校事務局へ**制限付一般競争入札参加確認書(指定様式)**を送付してください。

FAX (078-918-5951)

明石商業高等学校事務局 制限付一般競争入札担当者 宛

### 4 仕様書のダウンロード

令和6年11月29日(金)から可能

### 5 仕様書等についての質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に明石商業高等学校事務局へ質問書(指定様式)をFAX(078-918-5951)により提出してください。

令和6年11月29日(月)から令和6年12月5日(木)午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

令和6年12月9日(月)午後1時からホームページにおいて公表します。

### 6 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和6年12月17日(火) 午前8時30分(予定) ※状況により前後します。

- (2) 場所 明石商業高等学校A棟1階会議室

### 7 入札保証金 免除

### 8 契約保証金

年度毎に年間執行予定貸借料総額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する場合がある。

**※契約日からの契約保証が必要となる。**

### 9 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。(税抜で記載)

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1 円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

1 0 入札金額の取扱い

入札金額は月額(税抜き)を記載してください。

1 1 支払条件 前払金 無 部分払 有 (年 12 回以内)

1 2 予定価格 (税抜) 月額 15,917 円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置する場合があります。

1 3 変動型最低制限価格の設定

無

1 4 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができる。

1 5 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

1 6 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

1 7 入札結果及び契約について

- (1) 入札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、令和 6 年 12 月 18 日(水)から市のホームページにて掲載する予定です。
- (4) **長期継続契約**

本質貸借契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約を行おうとするものです。ただし、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本質貸借契約における予算が削除された場合又は年間予定貸借料総額未満に減額された場合は、本質貸借契約を解除します。

1 8 暴力団排除に関する誓約書の提出について (契約締結時の注意事項)

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 1 項の規定により、契約金額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 10 号アの規定により、指名停止措置 (3 か月)を行います。

1 9 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例 (平成 22 年条例第 4 号) に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務に入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認したうえで申し込むこと。
- (4) この入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。  
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。